

「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」について

1 パブリックコメントの実施概要及び結果

(1) 公表資料

「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」（案）

(2) 意見募集期間

令和4年12月5日（月）から令和5年1月6日（金）まで

(3) 意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・ 区のお知らせ 令和4年12月11日号
- ・ 区ホームページ 令和4年12月11日（日）から令和5年1月6日（金）まで

イ 公表資料の閲覧方法

- ・ 区ホームページ
- ・ 区民情報コーナー
- ・ 墨田区教育委員会事務局すみだ教育研究所窓口

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール又は持参

(5) 意見提出先

墨田区教育委員会事務局すみだ教育研究所

(6) 意見募集の結果

意見者数：1人、意見数：4件

2 パブリックコメントの意見等の概要と区の考え方

NO.	意見等の概要	区の考え方
1	国の教育振興基本計画及び東京都が作成した教育振興基本計画（＝東京都教育ビジョン（第4次））との関係を図示すると良い。	国や東京都の計画と本指針の関係を図表に記載します。
2	ICTを活用した教育に関して、タブレットの特性を活かした好事例を学校間で共有できると良い。 そして、各校教職員の取組を教育委員会がサポートする姿勢を示してはどうか。	研修の場等を活用し、学校の好事例を共有するなど効果的な方策の推進に努めます。

3	民間等と連携した教育活動の実施は良い取組だと思う。 具体的な例示があると良い。	教育活動の実施に当たって民間等と連携し、その知見や効果的な教材等を活用して、教育活動に活かしていきます。
4	区内の開発事業で埋蔵文化財が発掘された場合は、身近な生きた教材を学ぶ絶好の機会である。 現場見学あるいは遺構や出土品の説明などの学習の機会として活用することを追記してはどうか。	すみだ郷土文化資料館等で埋蔵文化財の展示を行うなど、郷土文化を守り育てる教育の充実に努めます。

### 3 「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」（案）からの主な変更点

(1) すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）の位置付けの図について、追記した。

ア 墨田区基本計画と関連する政策を追記した。

本編 該当ページ	変更前	変更後
P. 8	墨田区基本計画 （平成28年度～令和7年度） 政策470 子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行う	墨田区基本計画 （平成28年度～令和7年度） <b>政策110</b> <b>伝統文化を継承、発展させ、新たな文化・芸術を創造する</b> 政策470 子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行う <b>政策520</b> <b>生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるまちをつくる</b>

イ 国や東京都の計画とすみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）の関係を  
図表に追記した。

本編 該当ページ	素案（変更前）	改定版（変更後）
P. 8	記載なし	「教育振興基本計画（文部科学省）」「東京都教育ビジョン（東京都教育委員会）」

(2) 部活動における外部人材の活用及び地域移行の指標を変更した。

本編 該当ページ	素案（変更前）	改定版（変更後）
P. 17	部活動指導員の活用による教員の 休日部活動への従事時間：週当たり 0時間	休日に部活動を実施した校数（大 会等を除く）：0校
P. 29	部活動指導員の活用による教員の 休日部活動への従事時間 現状値（令和3年度）週当たり3 時間 目標値 週当たり0時間	休日に部活動を実施した校数（大 会等を除く） 現状値（令和3年度）10校 目標値 0校

(3) 「中学生海外派遣」の箇所について、修正した。

本編 該当ページ	素案（変更前）	改定版（変更後）
P. 22	～略～ 英語によるコミュニ ケーション能力を伸ばし、 <b>将来、多 様性を尊重し</b> 、共生社会の実現や 国際社会で活躍できる生徒を育成 します。	～略～ 英語によるコミュニ ケーション能力を伸ばし、 <b>多様性 を尊重し、将来</b> 、共生社会の実現 や国際社会で活躍できる生徒を 育成します。

(4)「学力向上マネジメントの推進」の箇所について、教員の意欲向上につながる働きかけを追記した。

本編 該当ページ	素案（変更前）	改定版（変更後）
P. 23	<p>～略～</p> <p>そのために、教育委員会が学力向上マネジメント推進校を指定し、各学校における学力向上の組織体制をより強化するための取組を進めます。</p>	<p>～略～</p> <p>そのために、教育委員会が学力向上マネジメント推進校を指定し、各学校における学力向上の組織体制をより強化するための取組を進めます。</p> <p>さらに、教育委員会は機会をとらえて教員の意欲向上に資する働きかけを行います。</p>

(5)「いじめ問題への対応」の箇所について、修正した。

本編 該当ページ	素案（変更前）	改定版（変更後）
P. 26	<p>各学校が定めた「墨田区立学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめ防止授業地域公開講座や学校生活アンケートの実施、学校いじめ対策委員会を設置するとともに、心の教育の一層の充実を図りながら、本区で導入している「SNS相談窓口」や「WEB健康観察システム」を活用し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>～略～</p>	<p>各学校が定めた「区立学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止授業地域公開講座や学校生活アンケートの実施、学校いじめ対策委員会を設置するとともに、心の教育の一層の充実を図りながら、本区で導入している「SNS相談窓口」や「WEB健康観察システム」を活用し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>～略～</p>

(6) 「ICTを活用した教育」の箇所について、追記した。

本編 該当ページ	素案（変更前）	改定版（変更後）
P. 30	<p>～略～</p> <p>「すみだGIGAスクール構想授業改善ロードマップ」に基づき、児童・生徒の一人1台のタブレット端末を中心としたICT機器を効果的に活用した教育活動を推進していきます。</p> <p>そのために必要な教員の指導力向上を目的とした研修の充実を図ります。</p>	<p>～略～</p> <p>「すみだGIGAスクール構想授業改善ロードマップ」に基づき、児童・生徒の一人1台のタブレット端末を中心としたICT機器を効果的に活用した教育活動を推進していきます。</p> <p>そのために教員の指導力向上を目的とした研修の充実を図るほか、学校の好事例を共有し、効果的な方策を推進していきます。</p>

(7) 「民間等と連携した教育活動の実施」の箇所について、追記した。

本編 該当ページ	素案（変更前）	改定版（変更後）
P. 35	<p>民間等と連携した教育活動を実施することで、児童・生徒の学習意欲の喚起、学習習慣の確立、基礎学力の定着と向上を図ります。</p>	<p>効果的な教材の活用や他機関の知見の活用など民間等と連携した教育活動を実施することで、児童・生徒の学習意欲の喚起、学習習慣の確立、基礎学力の定着と向上を図ります。</p>

(8) 「すみだ郷土文化資料館等を活用した教育」の箇所について、追記した。

本編 該当ページ	素案（変更前）	改定版（変更後）
P. 40	<p>すみだ郷土文化資料館では、館の展示解説、昔の暮らし体験のほか、昔の生活道具の貸出品目の拡充、ICT機器や電子媒体を活用した学習など学校連携事業の更なる推進を図ります。</p>	<p>すみだ郷土文化資料館では、館の展示解説、昔の暮らし体験のほか、昔の生活道具の貸出品目の拡充、ICT機器や電子媒体を活用した学習など学校連携事業の更なる推進を図ります。</p> <p>また、埋蔵文化財について定期的な展示を行うなど、区内の貴重な遺構や遺物を活用した学習の機会を提供します。</p>